

# 福祉用具貸与 (参考資料)

# 介護保険における福祉用具

## 【制度の概要】

- 介護保険の福祉用具は、要介護者等の日常生活の便宜を図るための用具及び要介護者等の機能訓練のための用具であって、利用者がその居宅において自立した日常生活を営むことができるよう助けるものについて、保険給付の対象としている。

【厚生労働大臣告示において以下のものを対象種目として定めている】

## 対象種目

### 【福祉用具貸与】<原則>

- ・ 車いす(付属品含む)
- ・ 特殊寝台(付属品含む)
- ・ 床ずれ防止用具
- ・ 体位変換器
- ・ 手すり
- ・ スロープ
- ・ 歩行器
- ・ 歩行補助つえ
- ・ 認知症老人徘徊感知機器
- ・ 移動用リフト(つり具の部分を除く)
- ・ 自動排泄処理装置

### 【福祉用具販売】<例外>

- ・ 腰掛便座
- ・ 自動排泄処理装置の交換可能部
- ・ 入浴補助用具(入浴用いす、浴槽用手すり、浴槽内いす、入浴台、浴室内すのこ、浴槽内すのこ、入浴用介助ベルト)
- ・ 簡易浴槽
- ・ 移動用リフトのつり具の部分

## 【給付制度の概要】

### ① 貸与の原則

利用者の身体状況や要介護度の変化、福祉用具の機能の向上に応じて、適時・適切な福祉用具を利用者に提供できるよう、貸与を原則としている。

### ② 販売種目(原則年間10万円を限度)

貸与になじまない性質のもの(他人が使用したものを再利用することに心理的抵抗感が伴うもの、使用によってもとの形態・品質が変化し、再利用できないもの)は、福祉用具の購入費を保険給付の対象としている。

### ③ 現に要した費用

福祉用具の貸与及び購入は、市場の価格競争を通じて適切な価格による給付が行われるよう、保険給付における公定価格を定めず、現に要した費用の額により保険給付する仕組みとしている。

# 介護保険制度における福祉用具の範囲の考え方

(第14回医療保険福祉審議会老人保健福祉部会事務局提出資料より抜粋(平成10年8月24日))

## 介護保険制度における福祉用具の範囲

- 1 要介護者等の自立の促進又は介助者の負担の軽減を図るもの
- 2 要介護者等でない者も使用する一般の生活用品でなく、介護のために新たな価値付けを有するもの(例えば、平ベッド等は対象外)
- 3 治療用等医療の観点から使用するものではなく、日常生活の場面で使用するもの(例えば、吸入器、吸引器等は対象外)
- 4 在宅で使用するもの(例えば、特殊浴槽等は対象外)
- 5 起居や移動等の基本動作の支援を目的とするものであり、身体の一部の欠損又は低下した特定の機能を補完することを主たる目的とするものではないもの(例えば、義手義足、眼鏡等は対象外)
- 6 ある程度の経済的負担があり、給付対象となることにより利用促進が図られるもの(一般的に低い価格のものは対象外)
- 7 取り付けに住宅改修工事を伴わず、賃貸住宅の居住者でも一般的に利用に支障のないもの(例えば、天井取り付け型天井走行リフトは対象外)

## 居宅福祉用具購入費の対象用具の考え方

- 福祉用具の給付は、対象者の身体の状態、介護の必要度の変化等に応じて用具の交換ができること等の考え方から原則貸与
- 購入費の対象用具は例外的なものであるが、次のような点を判断要素として対象用具を選定
  1. 他人が使用したものを再利用することに心理的抵抗感が伴うもの(入浴・排泄関連用具)
  2. 使用により、もとの形態・品質が変化し、再度利用できないもの(つり上げ式リフトのつり具)

# 福祉用具貸与に関する規定

## ○ 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年3月31日厚生省令第37号) (抄)

### (指定福祉用具貸与の具体的取扱方針)

第九十九条 福祉用具専門相談員の行う指定福祉用具貸与の方針は、次に掲げるところによるものとする。

- 一 指定福祉用具貸与の提供に当たっては、次条第一項に規定する福祉用具貸与計画に基づき、福祉用具が適切に選定され、かつ、使用されるよう、専門的知識に基づき相談に応じるとともに、目録等の文書を示して福祉用具の機能、使用方法、利用料等に関する情報を提供し、個別の福祉用具の貸与に係る同意を得るものとする。
- 二 指定福祉用具貸与の提供に当たっては、貸与する福祉用具の機能、安全性、衛生状態等に関し、点検を行う。
- 三 指定福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者の身体の状態等に応じて福祉用具の調整を行うとともに、当該福祉用具の使用方法、使用上の留意事項、故障時の対応等を記載した文書を利用者に交付し、十分な説明を行った上で、必要に応じて利用者に実際に当該福祉用具を使用させながら使用方法の指導を行う。
- 四 指定福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者等からの要請等に応じて、貸与した福祉用具の使用状況を確認し、必要な場合は、使用方法の指導、修理等を行う。
- 五 居宅サービス計画に指定福祉用具貸与が位置づけられる場合には、当該計画に指定福祉用具貸与が必要な理由が記載されるとともに、当該利用者に係る介護支援専門員により、必要に応じて随時その必要性が検討された上で、継続が必要な場合にはその理由が居宅サービス計画に記載されるように必要な措置を講じるものとする。

### (福祉用具貸与計画の作成)

第九十九条の二 福祉用具専門相談員は、利用者の希望、心身の状況及びその置かれている環境を踏まえ、指定福祉用具貸与の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した福祉用具貸与計画を作成しなければならない。この場合において、指定特定福祉用具販売の利用があるときは、第二百十四条の二第一項に規定する特定福祉用具販売計画と一体のものとして作成されなければならない。

- 2 福祉用具貸与計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。
- 3 福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。
- 4 福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画を作成した際には、当該福祉用具貸与計画を利用者に交付しなければならない。
- 5 福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画の作成後、当該福祉用具貸与計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該福祉用具貸与計画の変更を行うものとする。
- 6 第一項から第四項までの規定は、前項に規定する福祉用具貸与計画の変更について準用する。

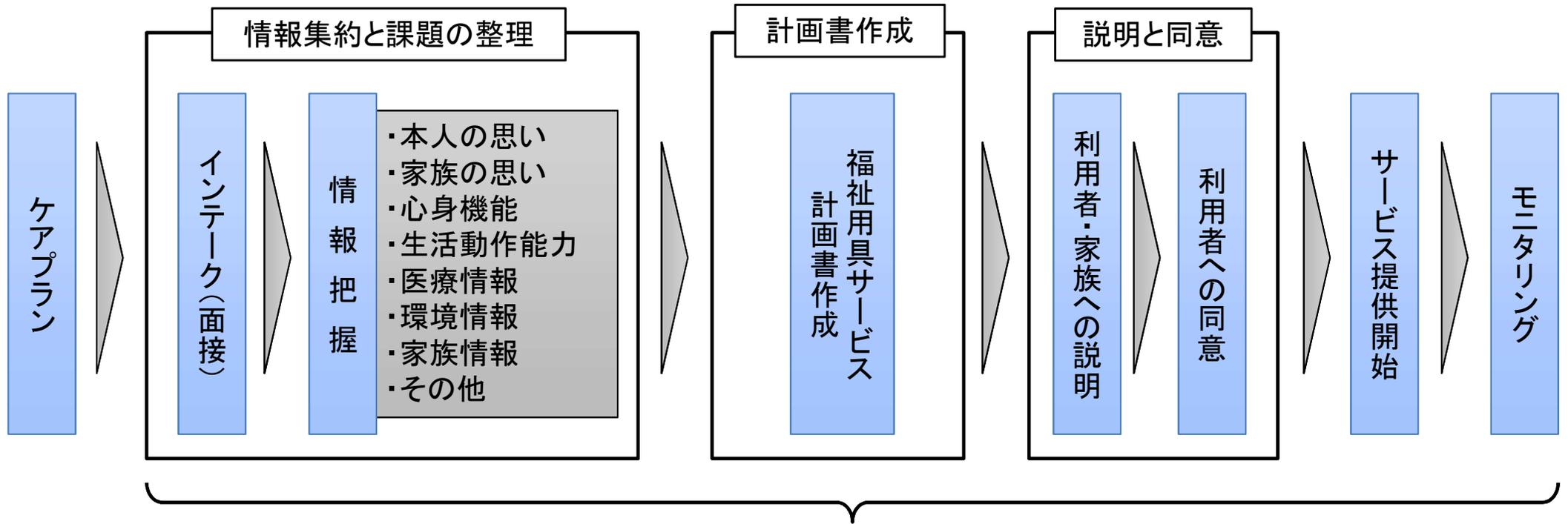
# 福祉用具貸与費の加算の考え方について

基本部分		特別地域福祉用具貸与加算	中山間地域等における小規模事業所加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算
<b>福祉用具貸与費</b> (現に指定福祉用具貸与に要した費用の額を当該事業所の所在地に適用される1単位の単価で除して得た単位数)	車いす	交通費に相当する額を事業所の所在地に適用される1単位の単価で除して得た単位数を加算  (個々の用具ごとに貸与費の100/100を限度)	交通費に相当する額の2/3に相当する額を事業所の所在地に適用される1単位の単価で除して得た単位数を加算 (個々の用具ごとに貸与費の2/3を限度)	交通費に相当する額の1/3に相当する額を事業所の所在地に適用される1単位の単価で除して得た単位数を加算 (個々の用具ごとに貸与費の1/3を限度)
	車いす付属品			
	特殊寝台			
	特殊寝台付属品			
	床ずれ防止用具			
	体位変換器			
	手すり			
	スロープ			
	歩行器			
	歩行補助つえ			
	認知症老人徘徊感知機器			
移動用リフト				
自動排泄処理装置				

     : 特別地域福祉用具貸与加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算は、支給限度額管理の対象外となる算定項目

※ 要介護1以下の者については、車いす、車いす付属品、特殊寝台、特殊寝台付属品、床ずれ防止用具、体位変換器、認知症老人徘徊感知機器、移動用リフトを算定しない。要介護3以下の者については、自動排泄処理装置を算定しない。(ただし、別に厚生労働大臣が定める状態にある者を除く。)

# 福祉用具貸与・販売の流れ



## 福祉用具専門相談員(福祉用具貸与・販売事業所)が関与

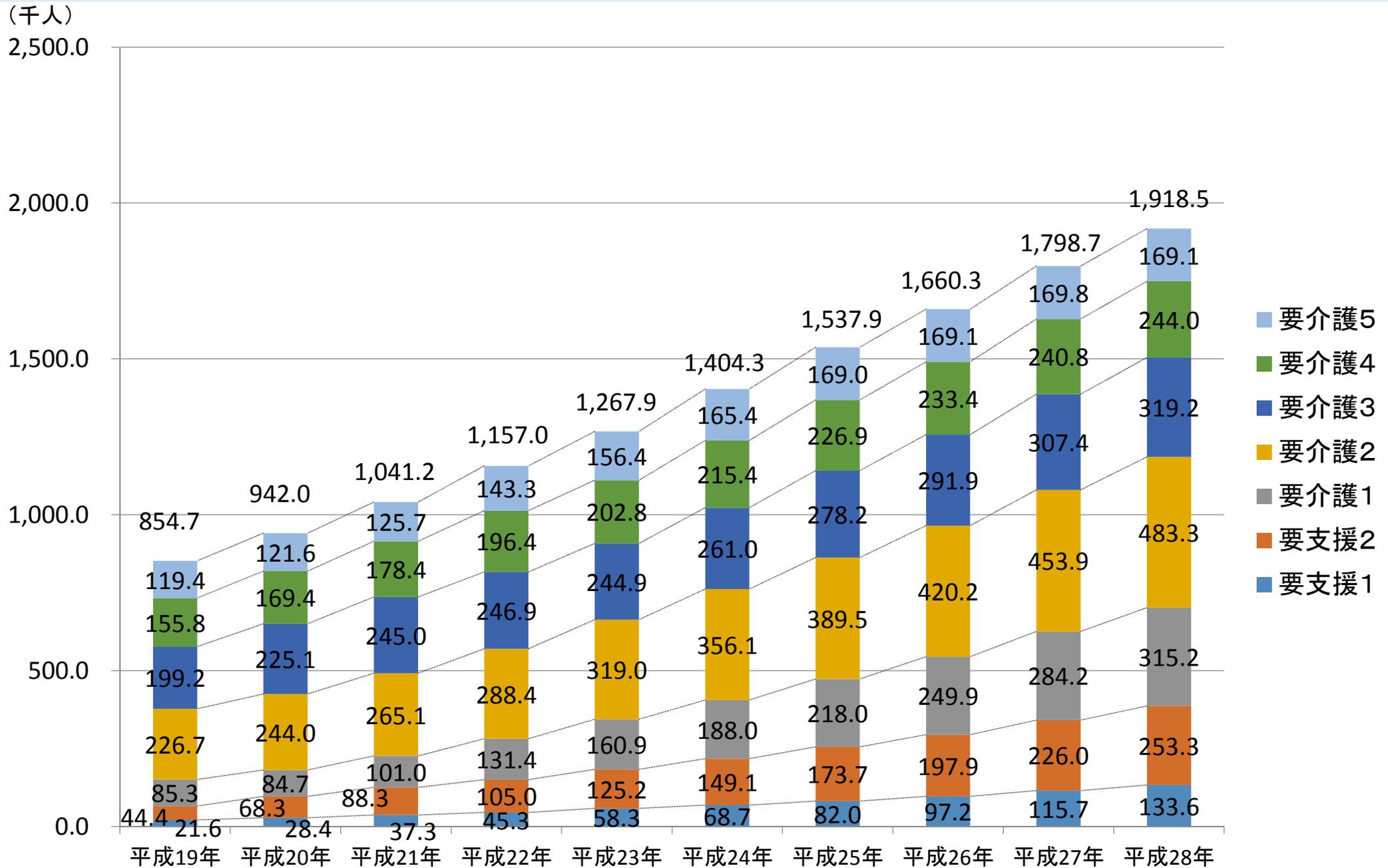
福祉用具貸与及び特定福祉用具販売については、要介護者等の自立の促進及び介助者の負担の軽減を図り、利用者の状態に応じた福祉用具の選定を行うため、福祉用具貸与事業者及び特定福祉用具販売事業者は、**利用者ごとに個別サービス計画(福祉用具サービス計画)を作成**することとしている。

### 【福祉用具サービス計画に記載すべき事項】

利用者の希望、心身の状況及びその置かれている環境を踏まえた

- ・ 利用目標
- ・ 利用目標を達成するための具体的なサービス内容
- ・ 福祉用具の機種と当該機種を選定した理由
- ・ 関係者間で共有すべき情報  
(福祉用具使用時の注意事項等) 等

# 福祉用具貸与の受給者数



※総数には、月の途中で要介護から要支援(又は要支援から要介護)に変更となった者を含む。

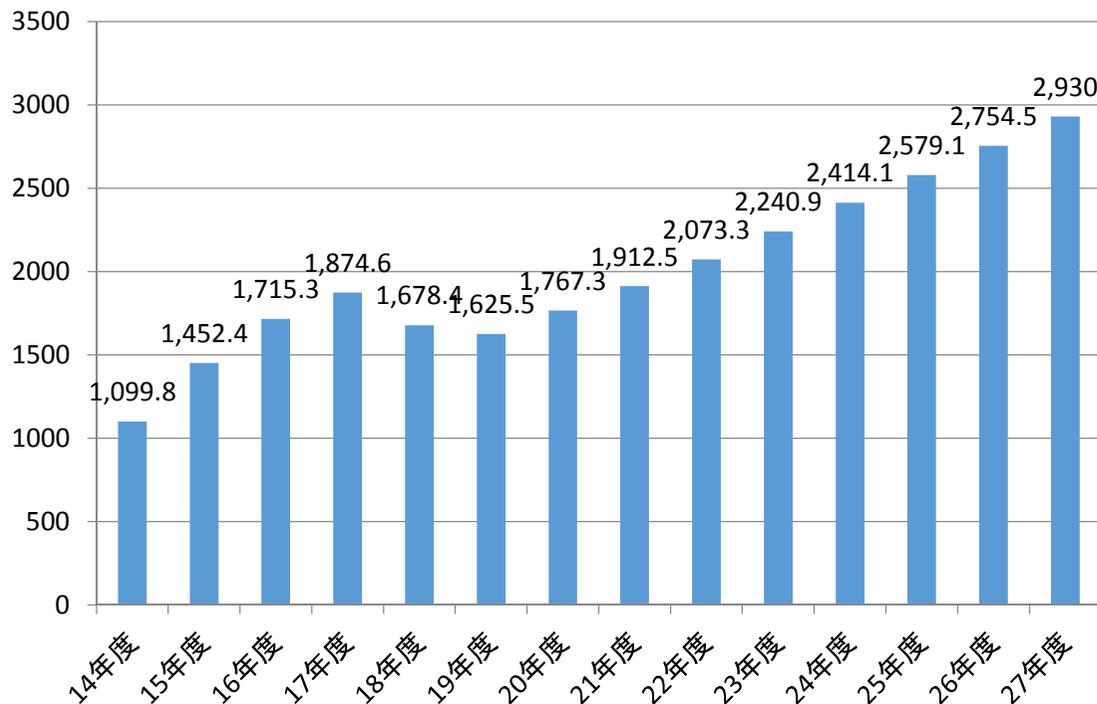
※経過的要介護は含まない。

# 福祉用具貸与の保険給付の状況

- 平成27年度の福祉用具貸与の費用額は約2,930億円(対前年比約6%増)である。
- 要介護度別では、要介護2以下の者が給付件数の約6割を占めている。

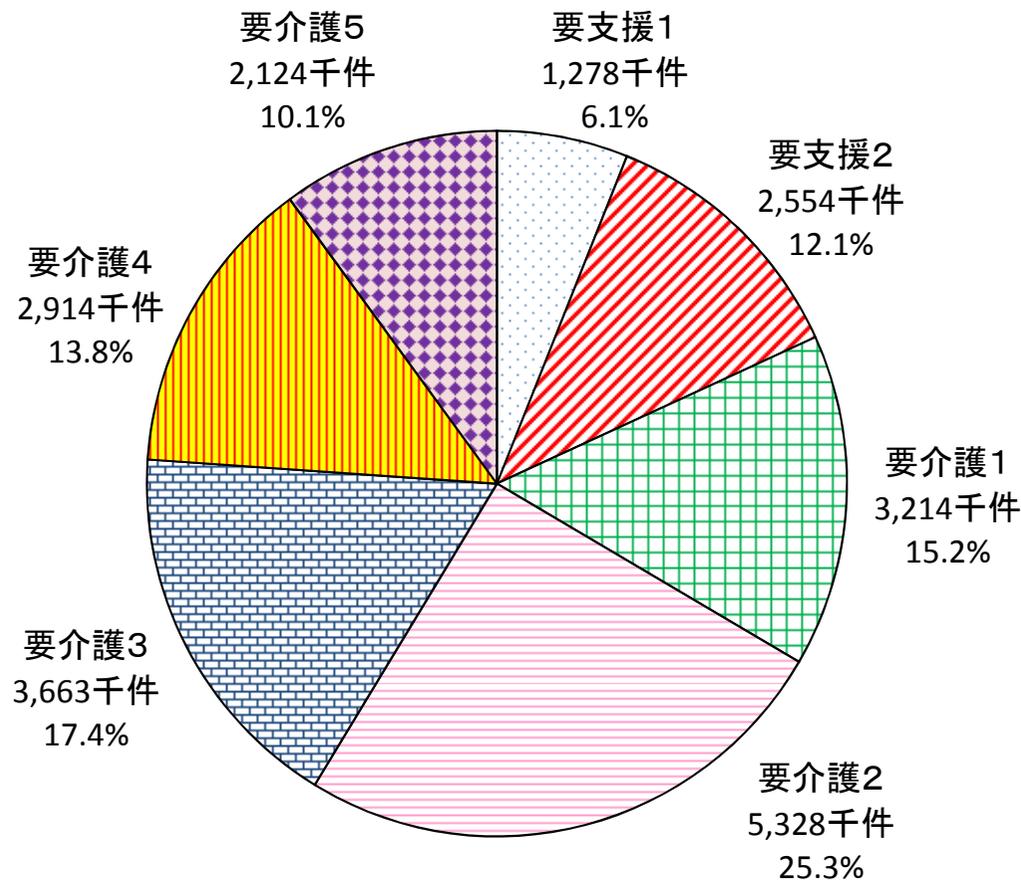
福祉用具貸与の費用額の推移(介護予防を含む)

(単位:億円)



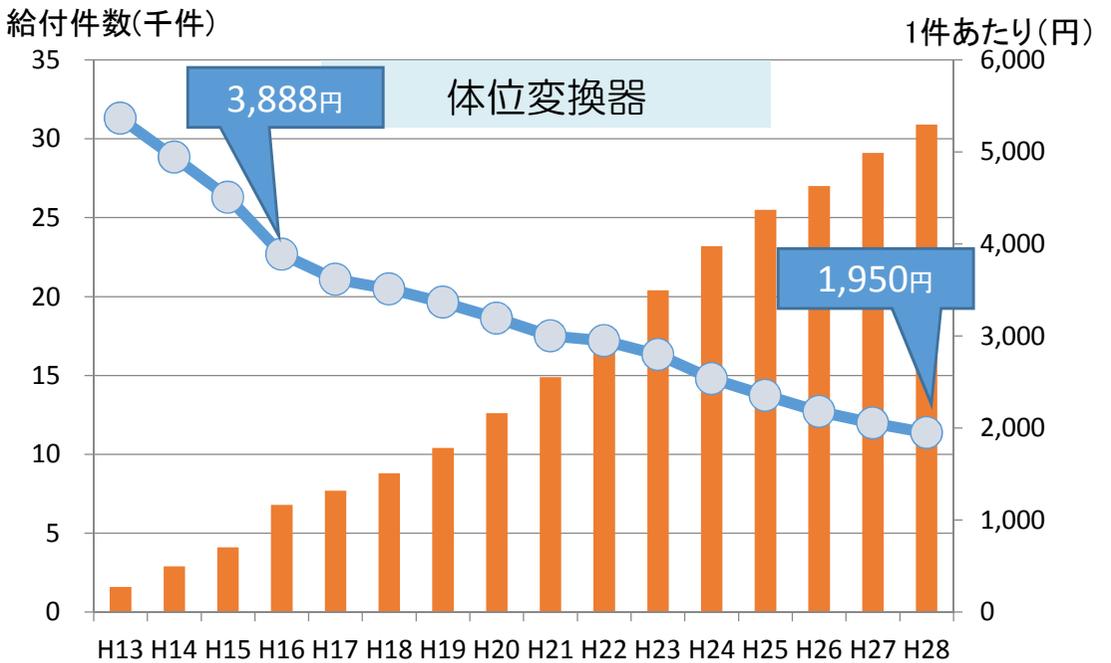
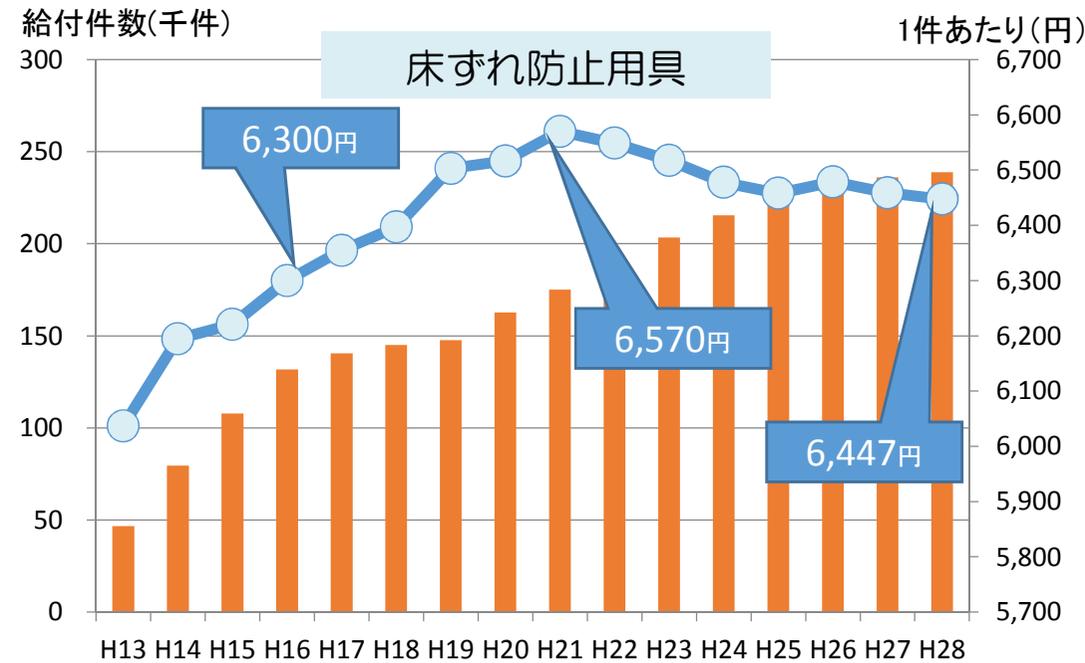
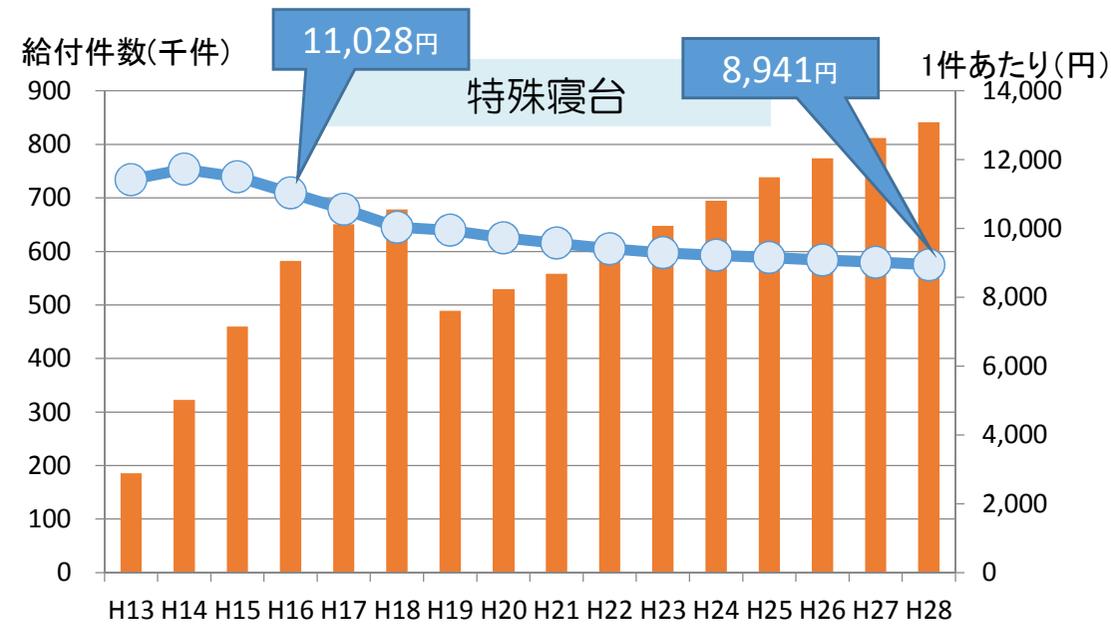
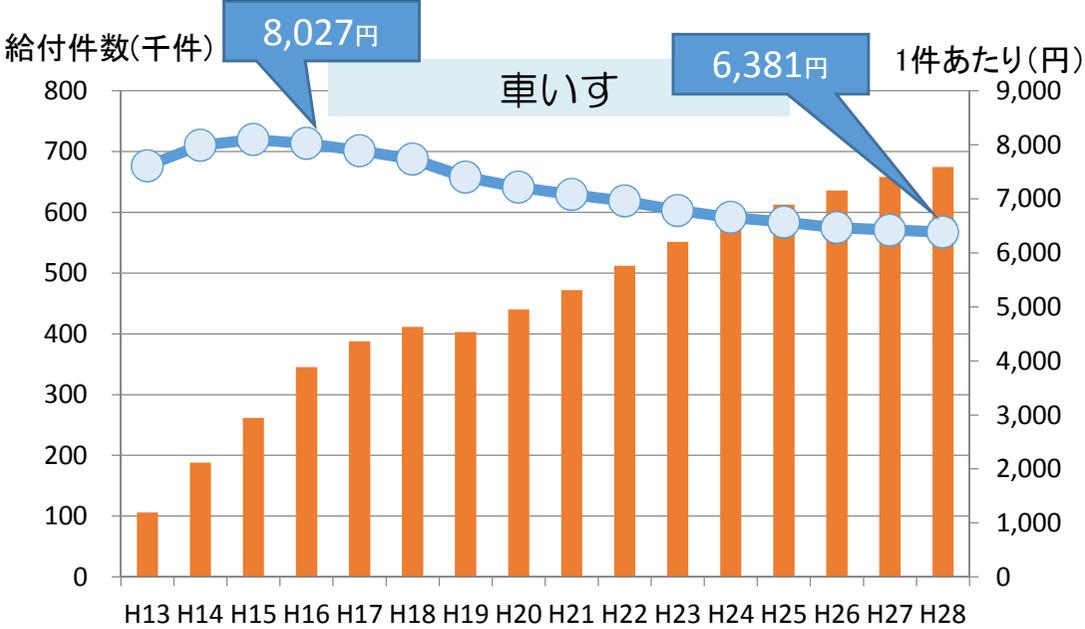
出典:介護給付費実態調査の概況(各年度)

福祉用具貸与の要介護度別給付件数



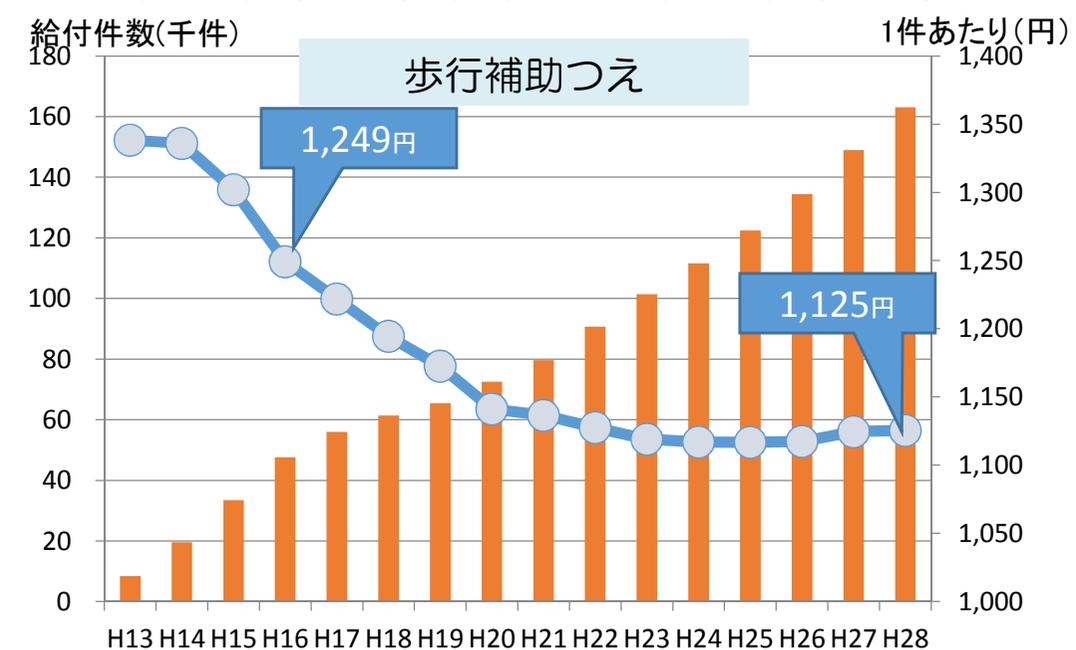
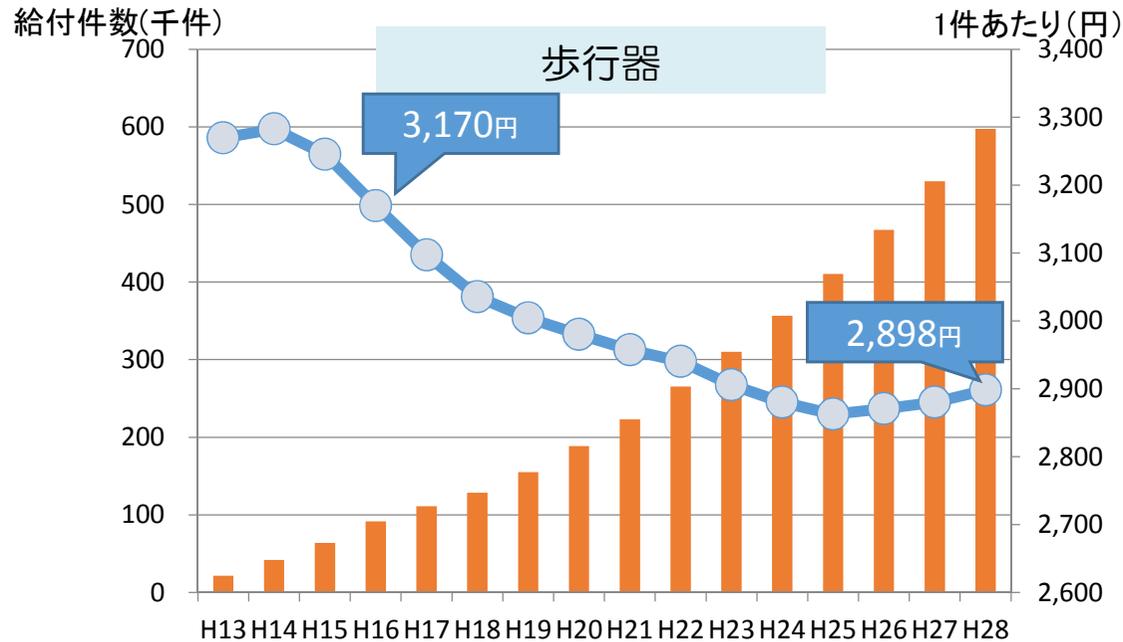
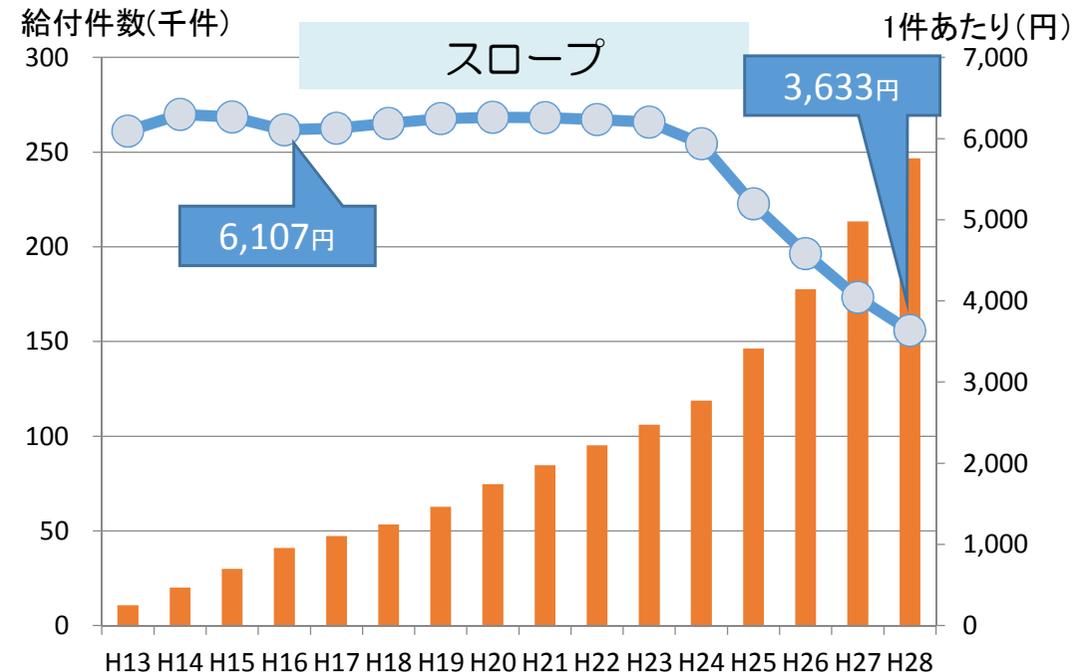
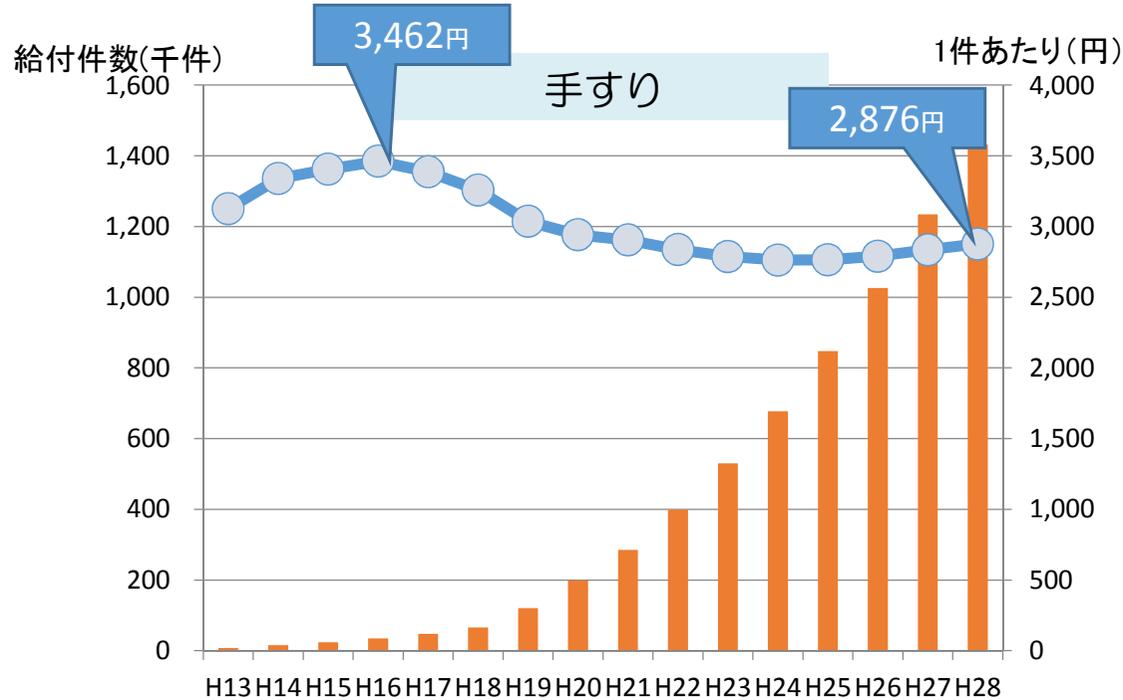
出典:介護保険事業状況報告年報(平成26年度)

# 福祉用具貸与の給付件数と1件あたり費用額の推移①



出典:介護給付費等実態調査月報(各年4月サービス提供分)

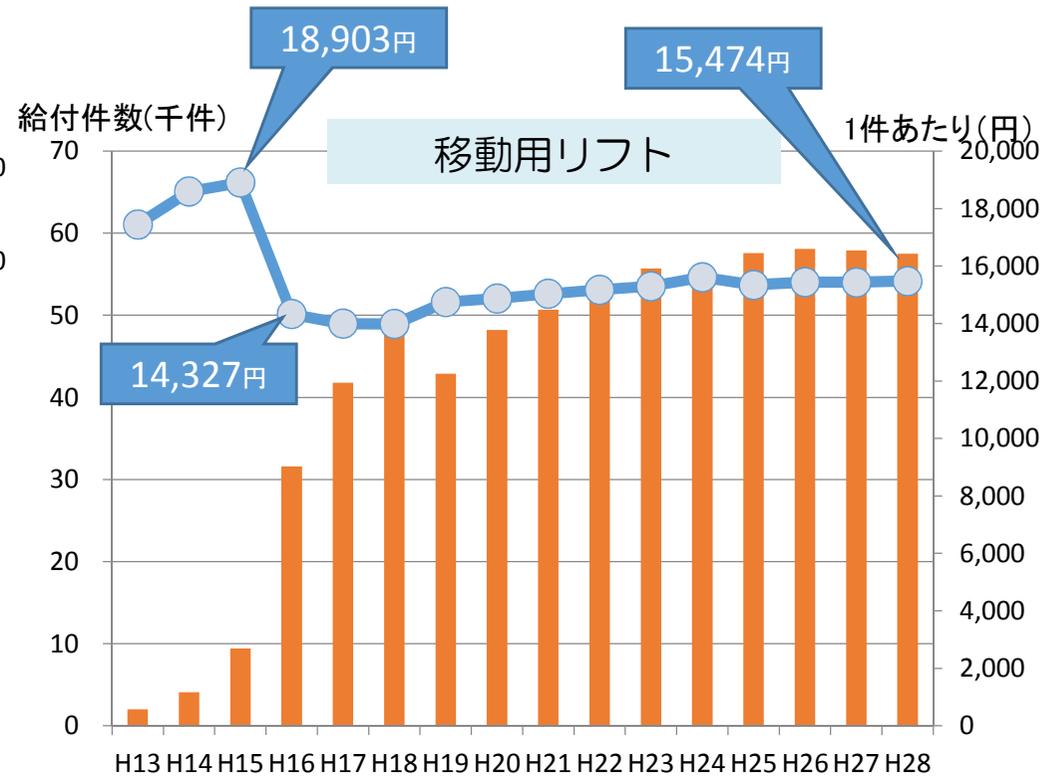
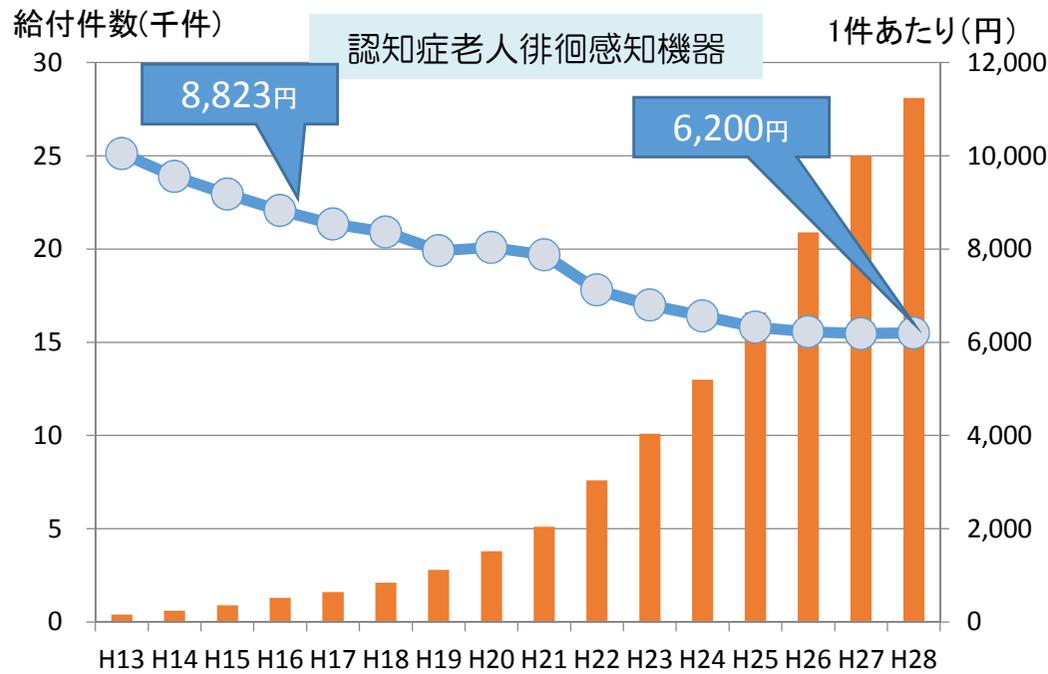
# 福祉用具貸与の給付件数と1件あたり費用額の推移②



出典: 介護給付費等実態調査月報(各年4月サービス提供分)

■ 給付件数(単位:千件/月)    ● 1件あたり費用額(単位:円/月)

# 福祉用具貸与の給付件数と1件あたり費用額の推移③



出典:介護給付費等実態調査月報(各年4月サービス提供分)

■ 給付件数(単位:千件/月) ● 1件あたり費用額(単位:円/月)

# 介護給付費通知について

## 介護給付費通知書のモデル様式

○ 平成21年8月に国保連合会介護給付適正化システムを改修し、介護給付費通知書に福祉用具貸与価格分布状況を掲載して発出できるようにした。

○ これにより、製品毎の貸与価格の分布状況等の把握・分析・公表や、同一製品の貸与価格幅等の通知が保険者(市町村)において可能となっている。

○ 本システムを利用した介護給付費通知を発出する取り組みを推進するため、全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議等においてその活用を依頼している。

○ 本システム等を利用して介護給付費通知を発出している保険者は、516保険者(平成22年度)から753保険者(平成26年度)へと増加が見られている。

### 介護給付費通知書(福祉用具貸与品目)

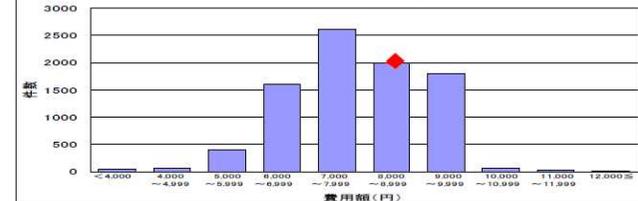
○○ ○○ 様 (被保険者番号: 14207700XX)  
 ○ このお知らせは、あなたが利用する製品と同じものの費用額の分布と、あなたの費用額が分布のどこに位置するかを知っていただくためのものです。  
 平成 20 年 ○ 月 分

【あなたが利用した福祉用具と費用】

サービス事業所	TAISコード	福祉用具商品名	費用額
福祉用具貸与事業所	99999-999999	介助用車いす	8,000
福祉用具貸与事業所	99999-999999	特殊寝台	10,500
福祉用具貸与事業所	99999-999999	特殊寝台付属品	2,000

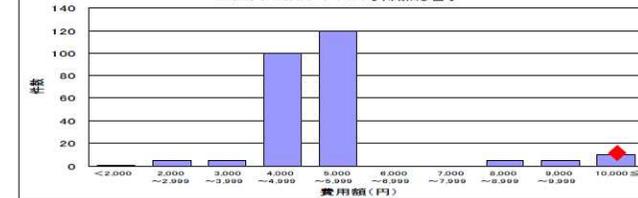
参考情報

全国費用額分布状況【介助用車いす】



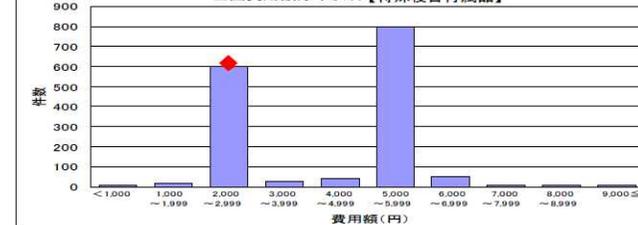
	全国	都道府県	保険者
請求件数	10,000	1,000	100
最低費用額	2,000	2,500	2,000
最頻費用額	7,500	7,500	7,000
最高費用額	120,000	100,000	100,000
平均費用額	12,220	10,250	9,700

全国費用額分布状況【特殊寝台】



	全国	都道府県	保険者
請求件数	500	80	10
最低費用額	1,000	1,000	1,000
最頻費用額	5,500	5,500	5,000
最高費用額	12,500	11,500	11,000
平均費用額	4,500	4,167	4,000

全国費用額分布状況【特殊寝台付属品】



	全国	都道府県	保険者
請求件数	2,000	500	10
最低費用額	500	1,000	2,000
最頻費用額	5,500	5,500	5,000
最高費用額	10,000	10,000	9,500
平均費用額	3,500	3,667	3,833

※ 費用額は、あなたが福祉用具をレンタルされた際にお支払いになった金額と保険給付額の合計額を記載しています。(特別地域加算分を除く。)

※ 右の表では、あなたが借りている福祉用具と同一製品の貸与価格について、全国、都道府県、保険者それぞれの範囲での、「最低費用額(最も安い価格)」、「最頻費用額(最も請求の多い価格)」、「最大費用額(最も高い価格)」、「平均費用額(平均値)」を表しています。

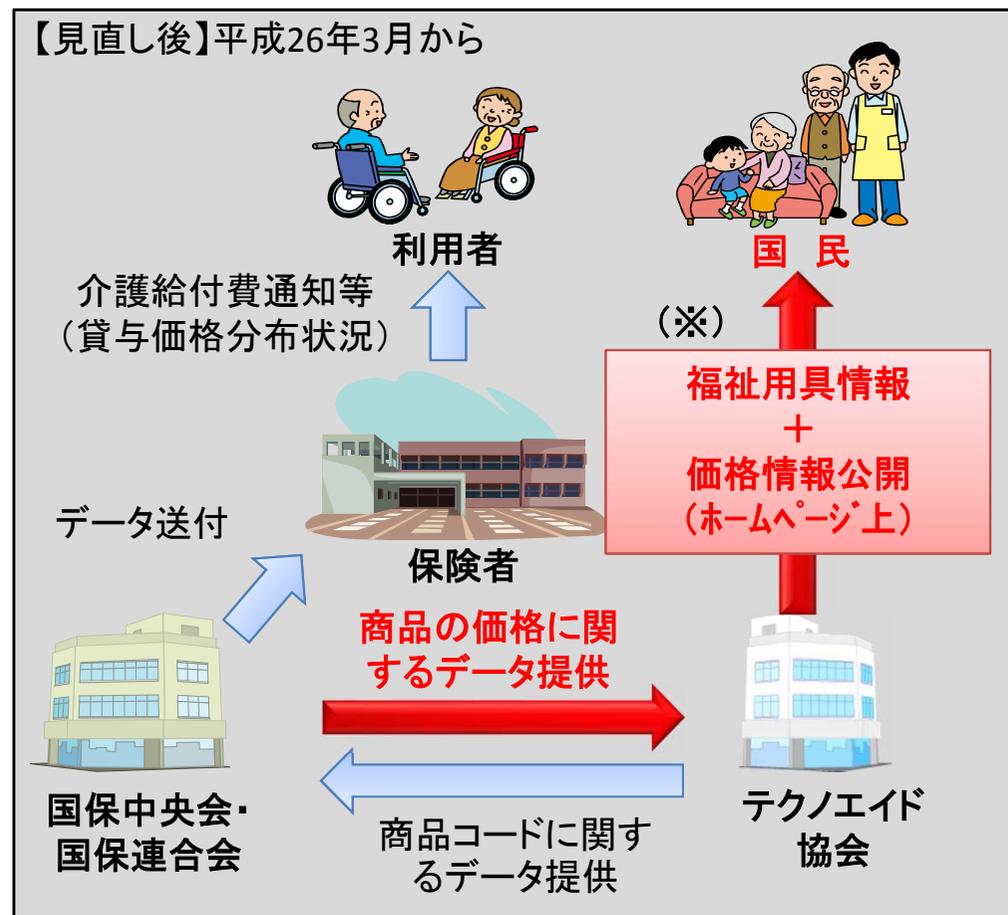
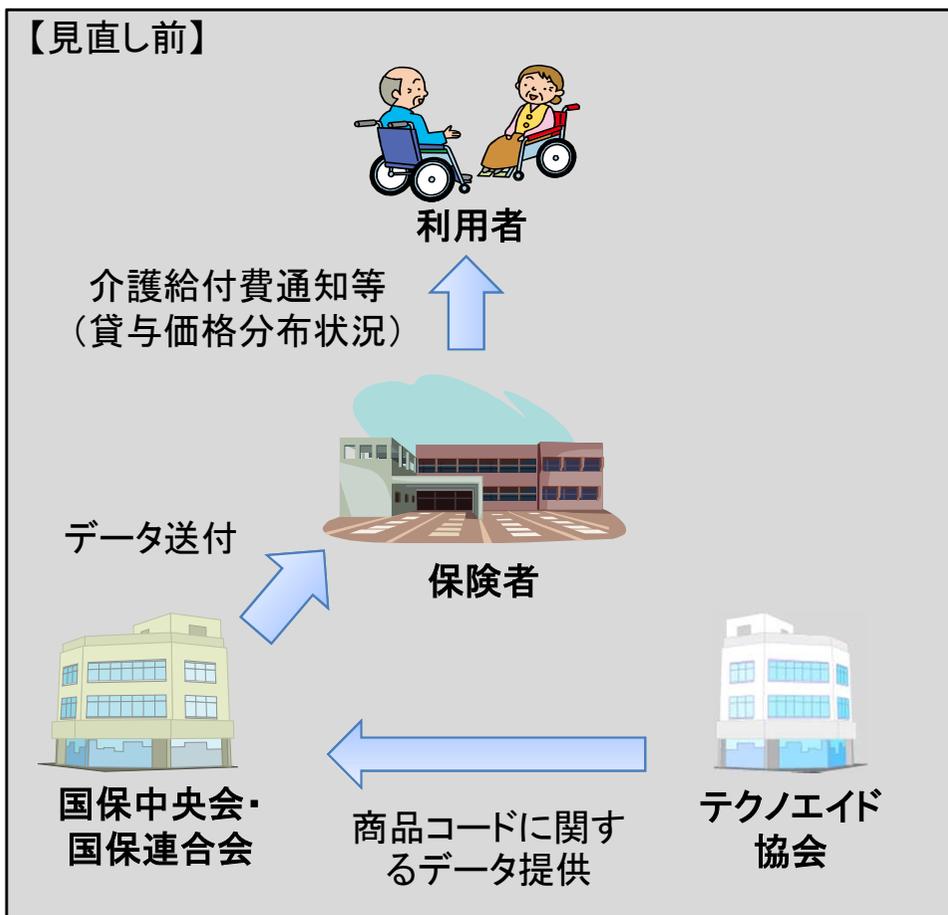
また、費用額には、搬出入費、メンテナンス費等のサービス費用が含まれている場合もあり、また、価格の分布状況等により平均費用額等が必ずしも代表値とはいえない場合があります。

※ グラフでは、同一製品の価格について、それぞれの価格幅(横軸)について、どれくらい貸与されているのか(縦軸)を示しており、更にあなたが借りた価格(点)も示しています。なお、適正価格を表したものではありません。

(標準帳票のイメージ。記載する福祉用具数、注釈等は保険者により変更可能。)

# 福祉用具貸与価格情報の公開について

- 福祉用具貸与に関する価格情報を国保連合会から毎月情報提供し、テクノエイド協会が広く一般の方も福祉用具貸与価格情報を閲覧できる様ホームページに公表する仕組みを構築し、平成26年3月26日(平成26年2月利用分データ)より運用開始。
- 価格情報の内容は、1月当りの種目別全国平均価格と全国最頻価格(実勢値)を公表している。
- 福祉用具の貸与は、市場の価格競争を通じて適切な価格による給付がなされるよう、貸与計画の作成、搬出入、モニタリングなどの費用を含む現に要した費用の額により保険給付される仕組みとされていることを明示した上で公表。



(※) 公開されている福祉用具貸与商品の件数(合計 7,180件) (平成29年6月12日現在)

車いす 1,329件、車いす付属品 888件、特殊寝台 795件、特殊寝台付属品 1,218件、床ずれ防止用具 545件、体位変換器 104件、手すり 532件、スロープ 384件、歩行器 511件、歩行補助つえ 257件、認知症老人徘徊感知機器 283件、移動用リフト 324件、自動排泄処理装置 10件

# 福祉用具貸与価格情報の公表を実施する自治体の例 (東京都世田谷区)

各年の9月請求実績分のデータを右に表示

購入した場合の金額

利用件数の中で最も多い単位数

利用件数の中で最も高額な単位数

車いす

品目コード	商品名	平成 年	希望小売 価格	全国		東京都		世田谷区	
				最頻単位	最高単位	最頻単位	最高単位	最頻単位	最高単位
00066-000024	優介くん	23	¥90,000	600	1800	600	1200	500	800
		24	¥90,000	600	800	600	800	600	800
		25	¥90,000	600	1200	600	1200	800	800
00066-000040	介護型車いす	23	¥95,000	600	900	600	900	600	900
		24	¥95,000	600	2360	600	2360	600	900
		25	¥95,000	600	900	600	900	600	900
00122-000175	超軽量介助型車椅子・ドラム式介助 ブレーキ付	23	¥111,000	600	1400	600	1200	600	1200
		24	¥111,000	600	1800	600	1200	600	1200
		25	¥111,000	600	1400	600	800	600	700
00175-000169	アルミ超軽量介護型車いす	23	¥98,000	400	4700	400	900	400	700
		24	¥98,000	400	1400	500	800	500	700
		25	¥98,000	400	1400	500	1000	500	1000
00175-000245	車いす	23	¥49,000	300	1000	300	1000	280	700
		24	¥49,000	300	9000	300	800	300	700
		25	¥49,000	300	1200	300	800	400	700

単 位 → 福祉用具貸与は1単位10円で計算します。表の単位数はいずれも、1カ月あたりの単位数です。  
単位は1カ月あたりの自己負担額と同じです。

最頻単位数 → 利用件数の中で最も多く見られる単位数です。

最高単位数 → 利用件数の中で最も高額な単位数です。

※ 単位数には、製品の価格のほか、福祉用具貸与の一連のサービスに関する諸経費(アセスメント、用具の選定、計画書作成、搬入・搬出、モニタリング、メンテナンス、消毒、事務費等)が含まれています。

出典: 世田谷区HP: [http://www.city.setagaya.lg.jp/kurashi/105/880/890/895/d00031829\\_d/fil/31829\\_1.pdf](http://www.city.setagaya.lg.jp/kurashi/105/880/890/895/d00031829_d/fil/31829_1.pdf)

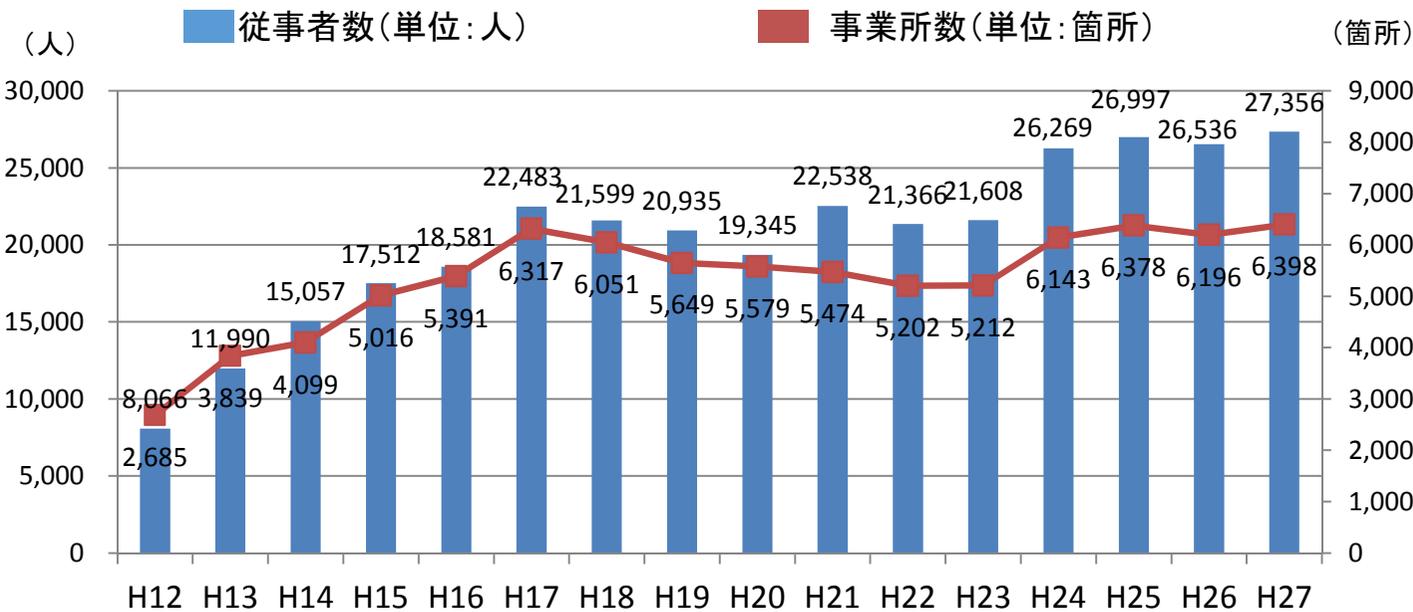
※その他、文京区、前橋市、松山市等においても、福祉用具貸与価格情報を公表している。

# 福祉用具専門相談員の状況

- 福祉用具専門相談員とは、介護が必要な高齢者が福祉用具を利用する際に、本人の希望や心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、専門的知識に基づいた福祉用具を選定し、自立支援の観点から使用方法等を含めて適合・助言を行う専門職。
- 指定福祉用具貸与・販売事業所には常勤換算方法で2名以上の配置が義務づけられており、福祉用具貸与事業所あたりの従事者は、3.7人(平成27年10月1日現在)。
- 福祉用具専門相談員のうち、約8.3割が指定講習会(40時間)修了者である。

## ① 福祉用具専門相談員従事者数

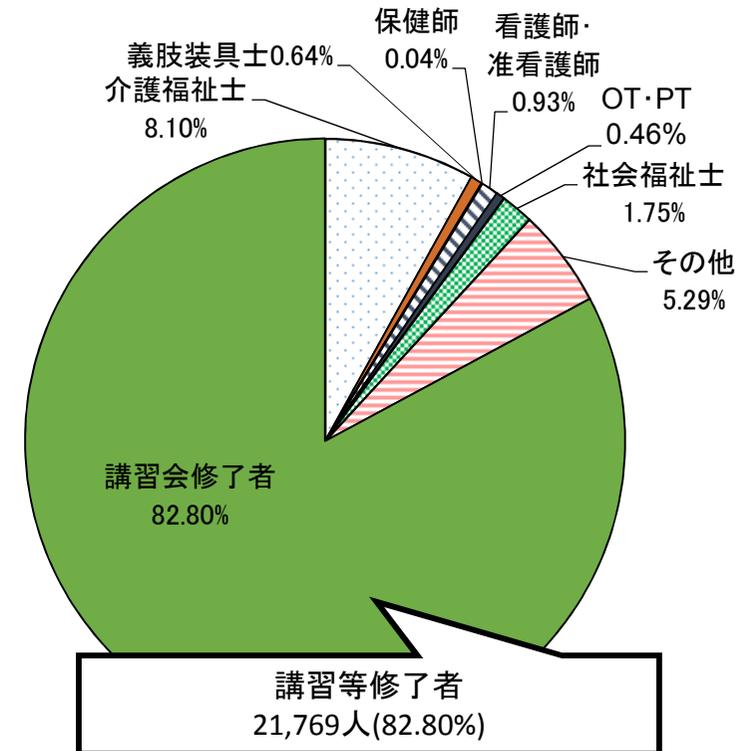
事業所あたり従事者数	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
	3.0	3.1	3.7	3.5	3.4	3.6	3.6	3.7	3.5	3.4	3.4	3.5	3.7	3.7	3.7	3.7



注:平成21年以降は、調査方法の変更等による回収率変動の影響を受けているため、従業者数については平成20年以前と単純に年次比較できない。

出典:介護サービス施設・事業所調査(各年10月1日現在)

## ② 福祉用具専門相談員資格状況(複数回答) (平成27年)



出典:介護サービス施設・事業所調査  
第19表(10月1日現在) n=26,292

# 福祉用具専門相談員指定講習カリキュラムの見直し

- 改正の概要(平成26年厚生労働省告示第250号)
    - ・福祉用具貸与計画等に関する内容を追加。
    - ・現行カリキュラムをベースとして、受講者にとって分かりやすい科目への整理を行う。
    - ・介護分野の知識・技術を持たない受講者を想定し、最低限の内容を網羅的に学ぶことに重点を置く。
    - ・時間数については、現行の40時間に10時間を加えた、計50時間とする。
    - ・学習内容の習熟度を確保するため、修了評価(1時間)の仕組みを設ける。
- ⇒平成27年3月までに、見直し後のカリキュラムによる指定講習事業者の指定が必要。

## 【平成27年3月まで】

科目	内容	時間
1. 老人保健福祉に関する基礎知識	老人保健福祉制度の概要	2
2. 介護と福祉用具に関する知識	介護に関する基礎知識	20
	介護技術	
	介護場面における福祉用具の活用	
3. 関連領域に関する基礎知識	高齢者等の心理	10
	医学の基礎知識	
	リハビリテーション概要	
4. 福祉用具の活用に関する実習		8
合 計		40



## 【平成27年4月～】

科目	科目名	時間
1. 福祉用具と福祉用具専門相談員の役割	福祉用具の役割	1
	福祉用具専門相談員の役割と職業倫理	1
2. 介護保険制度等に関する基礎知識	介護保険制度の考え方と仕組み	2
	介護サービスにおける視点	2
3. 高齢者と介護・医療に関する基礎知識	からだところの理解	6
	リハビリテーション	2
	高齢者の日常生活の理解	2
	介護技術	4
4. 個別の福祉用具に関する知識・技術	住環境と住宅改修	2
	福祉用具の特徴	8
5. 福祉用具に係るサービスの仕組みと利用の支援に関する知識	福祉用具の活用	8
	福祉用具の供給の仕組み	2
6. 福祉用具の利用の支援に関する総合演習	福祉用具貸与計画等の意義と活用	5
	福祉用具による支援の手順と福祉用具貸与計画等の作成	5
合 計		50

※筆記の方法による修了評価(1時間程度)を実施

## 経済財政運営と改革の基本方針2015 (骨太方針)

### 第3章 「経済・財政一体改革の取組—「経済・財政再生計画」 5. 主要分野ごとの改革の基本方針と重要課題 [1] 社会保障

#### (負担能力に応じた公平な負担、給付の適正化)

社会保障制度の持続可能性を中長期的に高めるとともに、世代間・世代内での負担の公平を図り、負担能力に応じた負担を求める観点から、医療保険における高額療養費制度や後期高齢者の窓口負担の在り方について検討するとともに、介護保険における高額介護サービス費制度や利用者負担の在り方について、制度改革の施行状況も踏まえつつ、検討を行う。

社会保障制度改革プログラム法に基づく検討事項である介護納付金の総報酬割やその他の課題について検討を行う。

医療保険、介護保険ともにマイナンバーを活用すること等により、金融資産等の保有状況を考慮に入れた負担を求める仕組みについて、実施上の課題を整理しつつ、検討する。

公的保険給付の範囲や内容について検討した上で適正化し、保険料負担の上昇等を抑制する。このため、次期介護保険制度改革に向けて、高齢者の有する能力に応じ自立した生活を目指すという制度の趣旨や制度改革の施行状況を踏まえつつ、軽度者に対する生活援助サービス・福祉用具貸与等やその他の給付について、給付の見直しや地域支援事業への移行を含め検討を行う。

## 経済・財政再生アクション・プログラム (平成27年12月24日経済財政諮問会議)

### 2) 負担能力に応じた公平な負担、給付の適正化 (取組方針・時間軸)

世代間・世代内での負担の公平を図り、負担能力に応じた負担を求める観点から、

- (i) 医療保険における高額療養費制度及び介護保険における高額介護サービス費制度の見直しについて、関係審議会等において具体的内容を検討し、2016年末までに結論を得て、その結果に基づいて速やかに必要な措置を講ずる。【工程表⑳ iii】
- (iii) 介護保険における利用者負担の在り方について、関係審議会等において検討し、2016年末までに結論を得て、その結果に基づいて必要な措置を講ずる(法改正を要するものに係る2017年通常国会への法案提出を含む)。【工程表㉑ iv】

現役被用者の報酬水準に応じた保険料負担の公平を図るための社会保障改革プログラム法における検討事項である介護納付金の総報酬割導入や医療保険において金融資産等の保有状況を考慮に入れた負担を求める仕組みについて、関係審議会等において検討し、2016年末までに結論を得て、その結果に基づいて必要な措置を講ずる(法改正を要するものに係る2017年通常国会への法案提出を含む)。【工程表㉒ i】

公的保険給付の範囲や内容について検討した上で適正化し、保険料負担の上昇等を抑制するため、

- (i) 次期介護保険制度改革に向け、軽度者に対する生活援助サービス・福祉用具貸与等やその他の給付について、給付の見直しや地域支援事業への移行、負担の在り方を含め、関係審議会等において検討し、2016年末までに結論を得て、その結果に基づいて必要な措置を講ずる(法改正を要するものに係る2017年通常国会への法案提出を含む)。  
なお、福祉用具貸与及び住宅改修に係る給付の適正化については、検討の結果に基づいて速やかに必要な措置を講ずる。【工程表㉓ i】16

# 軽度者に対する福祉用具貸与等の在り方

平成28年10月4日  
財政制度等審議会  
財政制度分科会資料(抜粋)

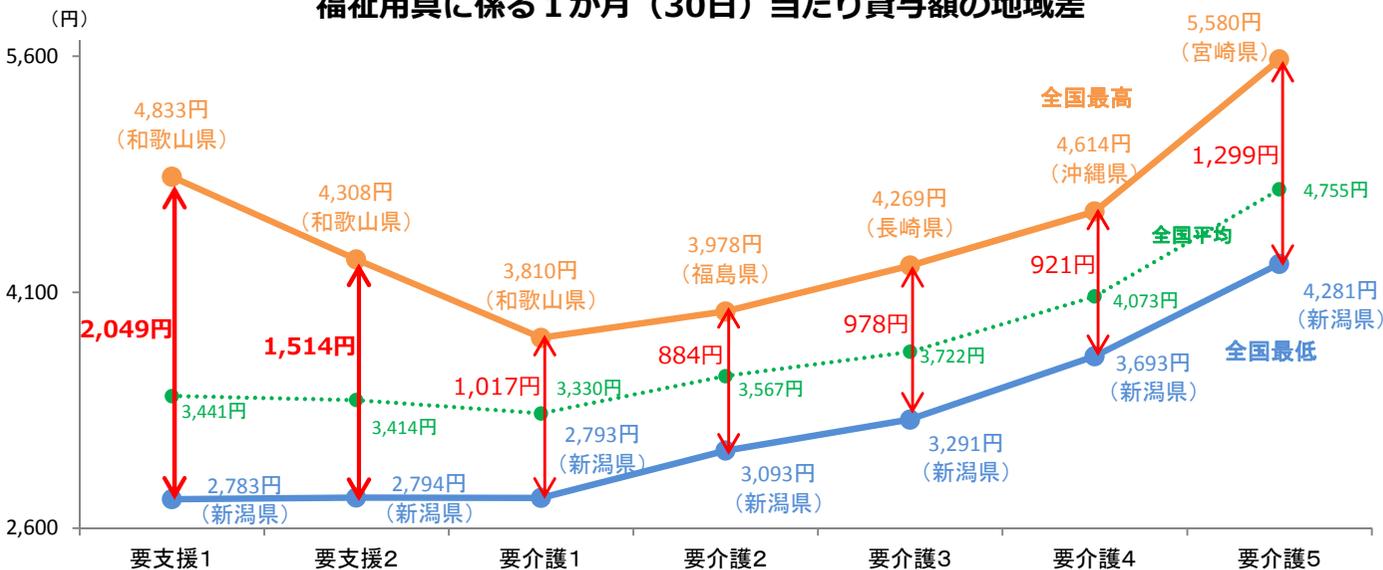
## 【論点】

- 福祉用具貸与については、貸与事業者が設定した価格を基準として、その9割（又は8割）が保険給付の対象となる。したがって、介護報酬改定の影響を受けることはなく、貸与価格の適正化は、市場競争に委ねられている（特定福祉用具販売、住宅改修も同様）。他方、実際の貸与価格は、一般に、貸与事業者が、貸与品の本体価格のほか、搬出入や保守点検等に係る費用も勘案した上で包括的に設定している。
- 福祉用具貸与の実態を調査すると、1か月（30日）当たり貸与額について、要支援1・2を中心に大きな地域差がある。また、全く同一製品でも、平均価格を大きく超える高価格で取引されている例がある。

### 同一製品の貸与価格（月額）の分布

最高価格／平均価格	品目数
2倍未満	3品目
2倍以上6倍未満	28品目
6倍以上10倍未満	4品目
10倍以上	<b>3品目</b>

### 福祉用具に係る1か月（30日）当たり貸与額の地域差



出所：厚生労働省「平成27年度介護給付費等実態調査」

種目	平均価格	最高価格	販売価格
スロープ	597円	7,180円	5千円程度
手すり	1,741円	20,000円	5万円程度
特殊寝台	8,803円	100,000円	18万円程度

出所：「介護保険総合データベース(平成27年3月審査分)」から抽出した38の製品に係る給付データを基に財務省作成

## 【改革の方向性】（案）

- 適正な価格・サービス競争の促進、不合理な地域差の是正、中重度者への給付の重点化の観点から、以下の取組により、福祉用具貸与の仕組みを抜本的に見直すべき（特定福祉用具販売、住宅改修についても、同様の考え方にに基づき見直すべき）。
  - ・ 貸与品の希望小売価格や耐用年数等を考慮して算定される合理的な貸与価格と、搬出入や保守点検等の附帯サービス価格を明確に区分することを義務付け、価格形成についての利用者・保険者への情報開示を進める。
  - ・ 保険給付の対象を、貸与種目ごとに定める標準的な貸与価格と真に有効・必要な附帯サービス価格に限定する。
  - ・ 要介護区分ごとに標準的な貸与対象品目を定め、その範囲内で貸与品を決定する仕組みを導入する。
  - ・ 軽度者（要介護2以下）に対する保険給付の割合を大幅に引き下げる。

# 経済・財政再生計画 改革工程表

経済・財政再生計画 改革工程表2016  
改訂版(抜粋)(平成28年12月21日経済財政諮問会議決定)

	集中改革期間				2019年度	2020年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)
	～2016年度 《主担当府省庁等》	2017年度		2018年度				
負担能力に応じた公平な負担、給付の適正化	<<厚生労働省>> 通常国会	概算要求 税制改正要望等	年末	通常国会				
	<⑦公的保険給付の範囲や内容について適正化し、保険料負担の上昇等を抑制するための検討> <(i)次期介護保険制度改革に向け、軽度者に対する生活援助サービス・福祉用具貸与等やその他の給付について、給付の見直しや地域支援事業への移行を含め検討>							
	軽度者に対する生活援助サービスやその他の給付の在り方について、関係審議会等において検討	軽度者に対する生活援助サービスやその他の給付の地域支援事業への移行について、介護予防訪問介護等の移行状況等を踏まえつつ、引き続き関係審議会等において検討し、その結果に基づき必要な措置を講ずる						
	軽度者に係る生活援助、福祉用具貸与及び住宅改修に係る負担の在り方について、関係審議会等において検討	生活援助を中心に訪問介護を行う場合の人員基準の緩和やそれに応じた報酬の設定について、関係審議会等において具体的内容を検討し、平成30年度介護報酬改定で対応						
軽度者に係る福祉用具貸与及び住宅改修に係る給付の適正化について、地域差の是正の観点も踏まえつつ、関係審議会等において具体的内容を検討	通所介護などその他の給付の適正化について、介護報酬改定の議論の過程で関係審議会等において具体的内容を検討し、平成30年度介護報酬改定で対応							
					福祉用具貸与の価格を適正化するための仕組みの実施			

## Ⅱ 介護保険制度の持続可能性の確保

### 2. 給付のあり方

#### (2) 福祉用具・住宅改修

##### 【福祉用具】

- 福祉用具は、利用者が可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活機能の維持又は改善を図り、状態の悪化の防止に資するとともに、介護者の負担の軽減を図る役割を担っている。
- この福祉用具については、価格の設定に当たっては、通常、商品価格のほか、計画書の作成や保守点検などの諸経費が含まれているが、価格の設定が事業者の裁量によることから、同一商品であっても、平均的な価格と比べて非常に高価な価格請求が行われているケースが存在するなどの問題がある。
- このような状況を踏まえ、国が商品ごとに、当該商品の貸与価格の全国的な状況を把握し、ホームページにおいて当該商品の全国平均貸与価格を公表する仕組みを作ることが適当である。
- また、利用者が、自立支援や状態の悪化の防止に資する適切な福祉用具を選択できるよう、福祉用具専門相談員が、貸与しようとする商品の特徴や貸与価格に加え、当該商品の全国平均貸与価格等を利用者に説明することや、機能や価格帯の異なる複数の商品を提示することを義務づけることが適当である。併せて、利用者に交付しなければならない福祉用具貸与計画書をケアマネジャーにも交付することとするのが適当である。
- さらに、福祉用具貸与は保険料や公費を原資としていることを踏まえ、適切な貸与価格を確保するため、貸与価格については、自由価格を基本としつつも、一定の歯止めを設けることが適当である。  
具体的には、貸与価格に一定の上限を設けることが適当である。その際、離島などの住民が利用する場合などについては、現行と同様に、交通費の加算を認めることとすることが適当である。
- また、これらの前提として、貸与事業者に対し、介護給付費請求書の適切な記載方法の徹底を図ることが適当である。
- このほか、価格の透明化と利用者の選択を推進する観点から、福祉用具の貸与価格について、本体価格と搬送費や保守点検費用を分けて提示すべきとの意見があった一方で、事務コストとの兼ね合いもあり、その必要性を疑問視する意見があった。  
また、福祉用具については、利用者の負担増や公定価格の設定等をすべきとの意見や将来的に給付の対象について議論すべきという意見もあったが、現行制度の維持を求める意見があった。  
さらに、福祉用具の利用に際しては、リハビリテーション専門職の関与が重要との意見があった。

# 福祉用具貸与の見直し

## 見直しの方向性

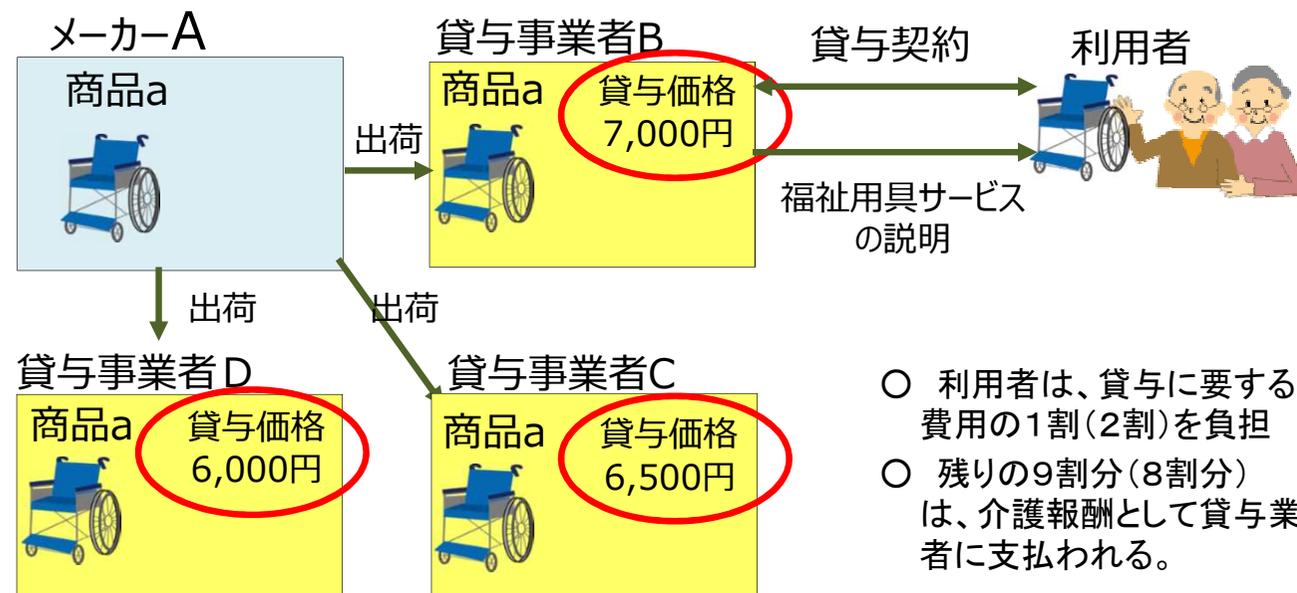
徹底的な見える化等を通じて貸与価格のばらつきを抑制し、適正価格での貸与を確保する。

【平成30年10月施行】

## 福祉用具貸与の仕組み

- 福祉用具は、対象者の身体状況等に応じて交換ができるように原則貸与
- 福祉用具貸与は、市場価格で保険給付されており、同一商品(例:メーカーAの車いすa)でも、貸与事業者ごとに価格差がある。
- これは、貸与事業者ごとに、仕入価格や搬出入・保守点検等に要する経費に相違があるためである。

\* 福祉用具…車いす、つえ、特殊寝台など



- 利用者は、貸与に要する費用の1割(2割)を負担
- 残りの9割分(8割分)は、介護報酬として貸与業者に支払われる。

## 見直し内容

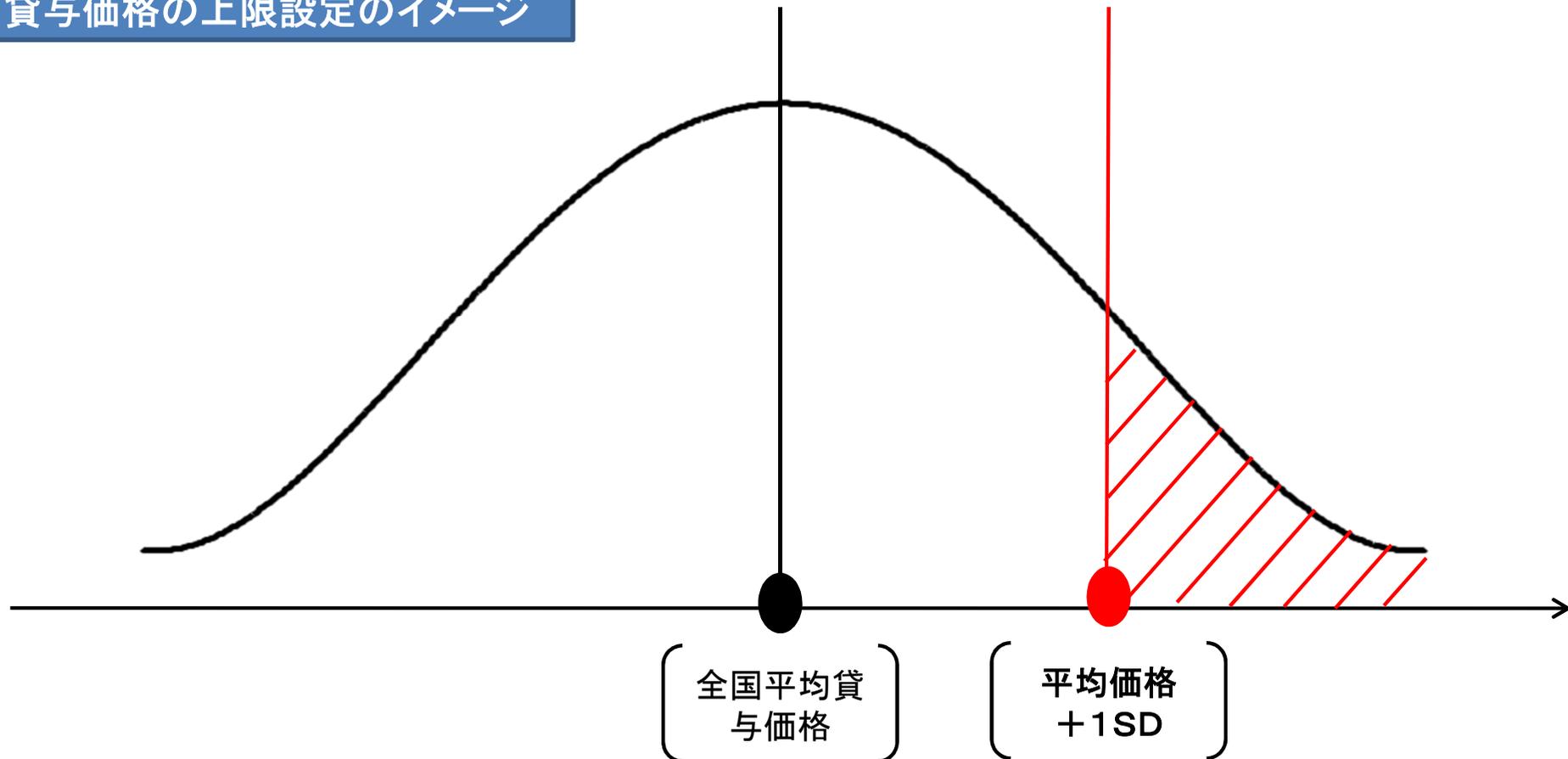
- 国が商品ごとに、当該商品の貸与価格の全国的な状況を把握。当該商品の全国平均貸与価格を公表
- 貸与事業者(福祉用具専門相談員)は、福祉用具を貸与する際、当該福祉用具の全国平均貸与価格と、その貸与事業者の貸与価格の両方を利用者に説明。また、機能や価格帯の異なる複数の商品を提示。(複数商品の提示は30年4月施行)
- 適切な貸与価格を確保するため、貸与価格に上限を設定

※ 貸与価格の上限は商品ごとに設定する(当該商品の全国平均貸与価格+1標準偏差)。

# 福祉用具の貸与価格の上限設定の考え方

- 福祉用具の貸与価格の上限設定については、商品ごとに行う。
- 具体的には、当該商品の「全国平均貸与価格+1標準偏差(1SD)」とする。
- ※ 標準偏差とは、データの散らばりの大きさを表す指標であり、「全国平均貸与価格+1標準偏差(1SD)」は上位約16%に相当(正規分布の場合)。

## 貸与価格の上限設定のイメージ



※ 上位約16%に相当(正規分布の場合)

※ 離島などの住民が利用する場合などは  
交通費に相当する額を別途加算

# 福祉用具貸与の見直しについて（取組のイメージ）

